

議会活性化委員会設置に関する決議

次のとおり、議会活性化委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 議会活性化委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び豊後大野市議会委員会条例第 6 条
豊後大野市議会基本条例第 22 条
- 3 目 的 議会改革を継続的に取り組むため以下の調査を行う
 - ・ 政務活動費、通年議会の調査、検討
 - ・ 議員研修、意見交換会、議会報告会の企画、検証
 - ・ 市民の意思、社会情勢の変化を勘案し、豊後大野市議会基本条例及び関係例規について、その整合性を図るための調査、検討
 - ・ その他、議会改革に必要と思われる事項の調査、検討
- 4 委員の定数 6 人
- 5 調査の期間 特別委員会設置の日から調査終了まで